

建築協定だより

第 12 号 1990年 3月

編集・発行 横浜市建築協定連絡協議会
横浜市中区港町 1-1
横浜市建築局企画指導課内
電話045(671)2932・2933

建築協定地区バス見学会 2回目が実施される

建築協定地区バス見学会は昨年10月21日(日)に、好評だった一昨年の一回目に引き続いて行われました。前回は緑区、港北区の北部方面でしたが、今回は港南区、金沢区の南部方面に企画し、昨年の反省点を踏まえ、見学地を減らし、見学時間と質疑応答の時間を多めにとってみました。また、金沢シーサイドラインからの見学をとり入れ、変化のある内容で行われました。当日は、天気にも恵まれた秋日和のもと好評をえて終わることができました。参加者は全体で31名でした。各地区の紹介をしながら報告をします。

日の峰地区 “大型建築物計画がキッカケに”

JR根岸線港南台駅を10時に、小型バス1台と乗用車に分乗して出発し、10分程で最初の見学地に着きました。近くにある老人福祉センターをお借りし地区内の紹介と質疑を行いました。



日の峰地区は、昭和61年3月に認可公告を受けましたが、締結動機は昭和58年にさかのぼります。当時、地域の周辺部三か所に大型建築物の計画が出されたことがキッカケとなり、自治会として環境の保持と近隣コミュニティー形成の為に取組みました。

自治会内に専門委員会を設置し、研究会として発足、アトや説明会を重ね建築協定導入となりました。建築協定の特徴的なところは、用途地域が第一種住居専用地域から住居地域に渡ることからそれぞれに応じた用途、階数、高さ制限を設けたことです。共同住宅についても一戸あたりの専用面積を50㎡以上の積定付で認めています。

質疑応答でもこれらのことについて交わされ、旧地主対応を考慮して相続税対策等を取り入れてまとめるに至った経緯、認可後は除外地や隣接区域を抱えていることから、自治会組織の中に「まちづくり協議会」を設置し、話し合いや工事協定の作成等で摩擦を防いでいることも紹介されました。

円海山の中腹付近から地区全体を一望した後、地区内を歩きましたが、区画が大きく野菜畑をもつ敷地などあり、

他地区とは違った面を見学することができました。

能見台地区 “一丁目から六丁目までの協定地区”

次に能見台地区を見学しました。この地区は昭和30年より進められてきた金沢地区周辺開発の総仕上げとして、京浜急行電鉄が昭和53年より開発した所です。能見台地区建築協定は、一丁目から六丁目の5地区(四丁目は中高層地区)に分かれ、各地区ごとに異なる制限内容となっています。今回の見学は、一番最初に認可公告を受けた一丁目地区で行いました。

この地区は、昭和58年に認可公告を受け区画数382で現在約300世帯が居住しています。地区の特徴は一部の街区で広い宅地を利用した付帯緑地を設けていることです。連続する敷地内の南側に面する部分にベルト状に確保されているものです。また、共同視聴アンテナを採用していることから、屋外アンテナの禁止も設けています。このことについては見学者の方も関心をもたれていたようです。「導入方法と費用について聞いてみたかった」等の感想も出ていました。説明と案内は京急電鉄の担当者の方にお願しました。



西武金沢文庫地区 “約1,500区画を有する”

京浜急行線能見台駅前を通り16号線(横須賀街道)に出ると、3番目の見学地である西武金沢文庫住宅地区に着きました。

当地区は、「称名寺」の裏山一帯を西武不動産が開発したところです。地区内には銀杏並木、桜並木と中央部に南北に走る通称「マロニエ通り」などがあります。宅地区は全体で約1,500区画、一区画の面積は200~280㎡あり緑の濃い落ち着いた街並みの住宅地です。

この地区は、区画数が多いこともあり運営委員会組織の活動に力をいれています。月一回の定例会とその他に役員会、更に問題があればその都度集まっています。建築計画の届け出によるチェック、運営細則を設けて協定をフォローするなど自治会の下部組織として充実されています。質疑応答も運営面での質問が多くみられました。行政と連絡を密にしながら運営されていること、「話し合いによる心の通った運営」をモットーに行っていること等も紹介されました。

質疑応答の終了後に運営委員の方々の案内で地区内を見学しながら次の金沢シーサイドライン「海の公園栄口駅」まで歩いて行きました。

金沢工業団地 “シーサイドラインから見る”

シーサイドラインは、京急金沢八景駅とJR根岸線新杉田駅を結ぶ新交通システムです。昨年7月に開通しましたが、高架で金沢工業団地建築協定地区の上を通っていることから企画してみました。建築協定地区には、工業系の建築協定も10地区あります。協定目的は工業団地としての環境維持のため住宅、店舗、娯楽施設等を制限するものとなっています。敷地内の緑化を義務付けておりそんな様子もシーサイドラインから見る事ができました。

アンケートから “今後も継続を”

見学者から寄せていただいたアンケートをまとめますと、参加目的には、「協定作りへの参考にするため」、「他の運営活動を参考に自分達の活動に生かしたい」、「他地区との制限項目を比較し環境実態を見てみる」等でした。参加後の感想としては、「もっと質疑応答の時間を欲しかった」、「一定の質疑応答ができたので良かった」、「他地区の方と相談をしようキッカケがくれた」、「シーサイドラインからの眺めは素晴らしい」、「今後も継続してほしい」等が寄せられていました。

連絡協議会は、これらの感想、反省点をもとに来年度も実施できるよう検討していきます。最後に、各地区でご協力をいただいた運営委員会並びに自治会関係の方に、紙面を借りましてお礼を申し上げます。

横浜まちづくり功労者賞受賞

—泉区「上飯田モデル住宅地建築協定運営委員会」—

2月6日(日)、JR戸塚駅近くの「横浜女性フォーラム」で、「まちづくり功労者賞・まちづくり景観賞」の授賞式があり、上飯田建築協定地区の運営委員会が「昭和42年に戸建住宅地における建築協定を全国に先駆けて締結し、以来20年にわたって活動を継続し居住環境の保全に貢献している。」として、まちづくり功労者賞を受賞しました。当協議会の元副会長小林寛一さんが運営委員長として賞を受け取りました。

授賞式の後、作曲家の團伊玖磨さんの「都市と芸術」と題した記念講演がありました。日本人の空間のスケール感の小ささについての話や、初めて見たときには圧倒されたヨーロッパの整然とした街並も最近では絶対でないように思われて来たのは、作曲の場合にも整然とした中にそうでない部分があるほうが良いものになることと共通性がありそうだという話など、建築や都市を音楽と関連させたお話しをなさいました。



上飯田モデル住宅地建築協定 20年の歴史

上飯田モデル住宅地建築協定運営委員会

運営委員長 小林 寛一

地区の概要

上飯田モデル住宅地建築協定地区は、JR東日本戸塚駅から長後街道を北西にバスで20分ほどのところに位置し、横浜市の郊外における戸建て住宅の分譲地として開発されました。

地区は西へ傾斜した土地となっており、一番低い西の端には銀杏並木の道路があります。この銀杏の樹は植樹から20年余りが経過しているため幹の直径も30センチメートル以上に成長し、秋になるときれいな黄葉の並木道となります。地区の高台からは丹沢山系、遠くは富士山も望むことができ、一年を通じて季節の移り変わりを見ながら生活することができる住宅地となっています。



建築協定認可当時（昭和42年）

建築協定の締結

当地区は、建築協定が発足した昭和42年当時は戸塚区に属していました。認可当時は区内のいたるところで宅地造成が行われていました。

当地区も昭和40年より横浜市建築助成公社の手で造成が始まり、翌41年12月に工事が完了し、面積約2ha、区画数91区画が宅地分譲されました。

分譲時に横浜市から「日の当たる住居を守るための建築協定」を締結するよう購入者へ呼びかけが行われていました。これは、当時、横浜市内の市街地の戸建て住宅地において、「ビルが建って太陽から見離された」「ビル建設は日照権の侵害だ」といった訴訟も起き、環境問題が起り始めていたためであったと思われる。

この呼びかけに対して土地購入者の協力がほぼ得られたので、建築協定を締結するために建築協定運営委員会を組織しました。運営委員会は組織したものの、建築については何もわからない者の集まりであったため、建築協定とは何かというところから勉強を始めました。建築協定同意書の取り付けについては、宅地分譲者である横浜市建築助成公社の協力を得て行いました。

その甲斐あって昭和42年2月には全国的にも初めての試みとして「日の当たる住居を守るための建築協定」として「上飯田モデル住宅地建築協定」ができ上がり、同年3月3日に建築協定認可申請を行い、5月4日に認可公告を受けました。

建築協定の制限内容は、良好な戸建て住宅地としての環境を確保するため、用途は「一戸建の専用住宅」に限定しました。また、建築物の規模については「階数は地階を除き2以下、高さは地盤面から9メートル以下、軒の高さは6.5メートル以下」としました。

これらの制限だけでは、低層の戸建て住宅地の環境は確保できても「日の当たる住居」の環境を確保することは難

しいので「建築物の2階の外壁又は柱の面から北西及び北東の隣地境界線までの距離は3メートル以上とする。」としました。また、北側に道路がある敷地では「建築物は道路境界線から1メートル以上後退する。」こととしました。その他としては、「建築面積は敷地面積から30平方メートルを引いたものの10分の6以下とする。」また、「有効期限は10年とする。」としました。

横浜市ではそれまでに認可された建築協定は2件ありましたが、いずれも商業地の整備のためのものでした。全国的にも住宅地の建築協定はわずか1件だけという時代であったため、建築協定の名称は「上飯田モデル住宅地建築協定」としました。

建築協定が認可され建築工事が始まると、具体的なケースにおける制限事項の解釈、その取り扱い等、いろいろな問題を建築主から相談され、その対応に苦慮しました。

中でも一番苦労したことは、昭和43年に発生した建築協定違反でした。最初のうちほどのように対処すればよいのか分らなかったため、とりえず建築主に工事の中止を求め、そのうえで横浜市と協議を重ねながら建築主や工事施工者と話し合いました。最初はなかなか理解してもらえず、まず建築協定制度の説明から始まりました。話し合いから半年後、やっと建築主の協力を得て違反建築は是正が完了しました。



第1回目の建築協定更新

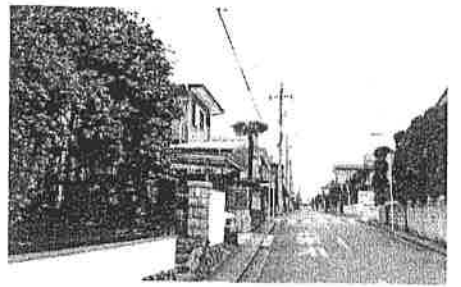
昭和52年に入ると、「同年の5月3日に建築協定の期限が満了となる」という連絡が横浜市からあったため、さっそく運営委員会を開催して論議したところ、「同意書の取り付けに時間はかかっても当初の目的を達成するため引き続き、制限内容の変更はしないで建築協定を継続しよう。」という方針を決定しました。

次に、土地所有者にアンケート調査を行いました。アンケート調査とは言っても最初の締結から10年も経過すると住民の建築協定に関する意識は薄れ、制度の意義の説明を繰り返しながらのアンケート調査となったため、回収には多くの時間を要しました。集約が長期にわたったためその結果が心配でしたが、集計してみるとほぼ全員の土地所有者から「当初の建築協定と同じ制限で締結することに賛成する。」との回答を得られたので、建築協定書を作成し、同意書の取り付け作業を開始しました。

アンケート調査から更新手続きまでには2年半の期間を要し、やっと昭和54年8月4日に更新の認可公告にこぎつけました。

更新後の10年のうち最初は地区内の建築活動も少なかつたため、特に問題となるような出来事はありませんでした。

しかし、期限満了が近づいた昭和60年以降は、当初の建築協定締結から20年余りが経過しようとする時期でもあったため建築活動も増築、改築と盛んになり、近年の地価高騰のおりもうけて、当地区でも土地の有効利用に関する意見が多く出されるようになりました。



第2回目の建築協定更新

2回目の更新にあたっては、地価高騰に伴う土地の有効利用と当初の目的である「日の当たる居住環境」という相反する問題をどのように解決するか問題となりました。

「子供と一緒に住みたいが外壁後退の制限が厳しいので増築できない。」とか、「地価が高いので土地を有効に使いたい。」と言った意見が出され、運営委員会において内容についていろいろと意見がでてきました。

そこで、運営委員会としては、外壁後退に関する制限について、従来の「北西及び北東の隣地境界線からの外壁の後退を3メートル(2階に限る)」の制限は、「1メートル(1階を含む)」に変更しながら、新たな項目として宅地の地盤面の変更(盛土等)を認めないという制限を加えることによって、日照を得ることはできると判断し、そのような制限に変更しました。

また、最近の地価高騰を受けて敷地の再分割がおり、これが環境問題へと発展しているといった話を横浜市より聞いていたので、敷地の再分割を禁止する制限を新たに加えることにしました。

用途制限については原則的には従来通り一戸建の専用住宅としましたが、例外規定も追加しました。地区の住民が利用する日用品販売の店舗兼用住宅はあった方がよいという意見もあり、これについて、外観の意匠、看板等を運営委員会と協議しながら住宅地の環境にあったものを例外的に認めることとしました。しかし、運営委員会の判断だけでは問題が生じるおそれもあるため、例外規定の適用にあたっては地区の土地所有者全員の合意が必要である旨の条文を付け加えました。

2回目の更新は、いままでの経験もあったため半年余りで同意の取り付け作業が終わり、平成元年12月には85区画で更新のための認可申請を行い、現在縦覧等の手続きを行っているところです。

しかしながら、一部の土地所有者から同意をいただくことができなかったことが心残りです。最終的な建築協定の同意区画数は85区画と6区画ばかり減少しました。これらの区画についても次回の更新時には建築協定に参加いただけるよう努めていきたいと考えています。

以上、上飯田モデル住宅地建築協定の20年の歴史を振り返り、いろいろな出来事を経てきました。

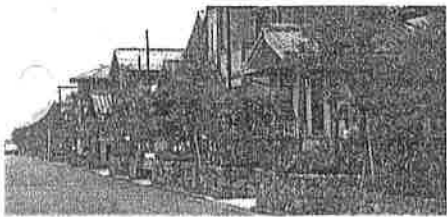
今回この功績が認められ上飯田モデル住宅地建築協定運営委員会が「横浜まちづくり功労者賞」を受賞することができました。今後とも当地区の建築協定の発展のため運営委員一同頑張っておりますので、ご指導ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

横浜市“緑化協定制度”導入へ

連絡協議会では、引き続き、緑化に関心を払って来ました。横浜市は、「よこはま21世紀プラン」第3次実施計画で都市緑地保全法に基づく“緑化協定制度”を推進していくことになりました。そこで、緑政局の担当課に“緑化協定制度”について寄稿してもらいました。

“緑化協定”とは…?

都市の中の緑は、私達の生活に潤いと安らぎを与え、美しい景観を作り出し、気象の緩和(強い日射や風をささぎったり、湿度を適度に保つ)や都市災害の防止、レクリエーションの場の提供など大切な役割を果たしています。しかし近年、市街化が進む中で森や田畑、自然の川などが少なくなってきました。自然の緑地を市民の森や緑地保存地区等で残し、また公園や街路樹など緑を増やす努力をしていますが、民有地の緑、個々の庭の樹木も身近な街の中の緑として重要さを増してきています。



緑の街づくりのために

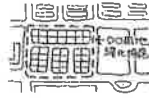
個々の宅地がいかに良好でも、良好な環境が形成されるものではなく、地域全体が一定の水準を保っていることが重要です。緑あふれる街並は、住宅地の環境を美しく、良好なものにし、住む人に安らぎを与え、街のイメージを高めます。住民がお互いに緑化を推進していこうという意志をもち、個々の緑を街ぐるみで考え、緑あふれる街並づくりを行うために、緑化協定という制度があります。

緑化協定とは、都市緑地保全法に基づくもので、地域の街づくり育てていくことについて住民全員の合意のもと協定を結び、お互いに実行していくものです。良好な地域環境を作っていくという点で、また制度的にも建築協定とはよく似ています。

緑化協定の内容

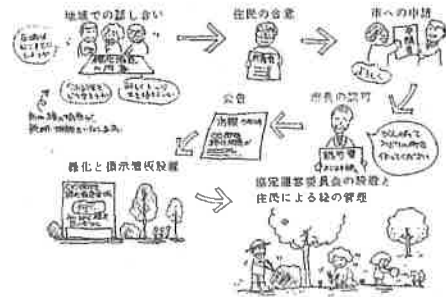
緑化協定で定める内容としては、次のようなものがあります。

1. 緑化協定の区域
(町内会、団地、街区など)
2. 植える樹木の種類や数
(街のシンボルツリー、花など)
3. 樹木を植える場所
(道路沿いや街角など)
4. さくや垣根の作り方
(生垣など)
5. 緑化協定の有効期間
(おおむね10年)
6. 緑化協定に違反した場合の措置
(協定内容の実施や現状復帰)
7. 維持管理、その他
(協定運営委員会の設置など)



緑化協定の締結まで

緑化協定は、つぎのように締結します。



どのような緑化協定にするか

緑化協定には、地域住民全員の合意のもとに締結する全員協定と、開発業者が締結する一人協定とがあります。(これも建築協定と同様です。)一人協定の場合は、ほとんど緑がない状態からのスタートですから、まさに緑化が計画的に行えます。しかし、全員協定の場合すでにあるという地

域がほとんどで、これ以上緑化するスペースはないというケースも多いと思われます。そういう所では、今ある緑を守りつつ、街の木を決めて各家に一本ずつ植えるとか、生垣でない家を生垣化する、台端にサツキなどの低木を植えるなどの補足的緑化が協定内容として考えられます。また、草花をメインにした、小さいスペースでも効果的な緑化手法も考えられます。

緑に何より必要なものは、良好な維持管理です。自分達の街の緑を自分達でいつくしみ育てるために、緑化協定運営委員会を設置し、管理体制を整える必要があります。

緑化協定の課題

横浜市では、昭和62年度に都市緑化基本計画を定め、公共・民有地ともに緑化を推進し、2000年までに市内の緑を倍増することを目指しています。そのうち民有地は1000万本増「市民一人あたり3本緑化」を目標に種々の緑化事業を進めています。そのひとつとして、民有地の緑を担保するために、“緑化協定”事業に取り組んでいくことを「よこはま21世紀プラン」第3次実施計画にも取りこみました。

そこで緑化協定事業の推進のために、緑化推進団体(建築協定だより第10号で紹介していただきました。)の一部に対し、緑化協定に関するアンケートおよびヒヤリング調査を実施し、問題点や希望を伺いました。その結果、

- ・地域により立地条件や緑化状況が異なるので、いろいろな地域に対応できるように緑化メニューを豊富にする。
 - ・緑化に対する助成としては、現在行っている苗木配布の他、花苗、球根、花の種子の配布や用土や肥料の配布の要望も強い。
 - ・維持管理に対する助成の要望が強い。(管理用資材の配布、管理費の補助、手引冊子の配布、管理方法の講習、ゴミの一括処理など)
- などの課題が明らかになり、現在緑化協定のメニュー作り、緑化や維持管理に対する助成の方法などについて検討しています。

※問い合わせ先

緑政局緑化推進課緑化推進係 内務・中村
☎671-2617

《新建築協定地区紹介》

小机飛栄ニュータウン建築協定

運営委員長 采野 純人

小机飛栄ニュータウン地区の建築協定は、平成元年6月5日横浜市公告第246号により横浜市長の認可を得ました。当地区は小机飛栄等の旧跡のある港北区小机町のJR駅西側の緑に包まれた高台の一角に位置し、昭和60年に新しく開発された住宅地です。その規模は5,657㎡、30区画あり、各所有者は一戸建の住宅地ということで購入したものであります。

殆ど同時期に住宅を建築して居住した住民が自発的創意によって、第1種住居専用地域における一戸建住宅地としての良好な環境維持を目的として昭和61年から建築協定の締結を目指したものであります。これには建築協定を解説した横浜市の“みんなて住みよいまちづくり”のパンフレットが、大きな指針となりました。

当初は上記パンフレットに基づき、次の各項目の大部分を包含するものを考えました。

1. 用途は一戸建個人専用住宅(二世帯同居住宅を含む)又は医院併用住宅
2. 建築物の高さの限度9m、軒の高さの限度7.5m
3. 2階建以下であること
4. 敷地の再分割の制限
5. 敷地の地盤面の変更不可
6. 建築物の外壁面から隣地境界線までの距離1m以上
7. 便所は水洗式とする

しかしながら締結の話し合いを進めている段階において、昭和61年以降の地価の高騰、今後我が国の社会が急速に高齢化に向かうことについての顕著な認識の改善・普及等により、建築協定に余り色々な制限をつけることは適当



でないという考え方が出て来て、地区居住の全員の賛成を得るためにはその方向を採ることが好ましいということになり、一戸建住宅地としての環境を守るための最低限の制約で建築協定を締結しようということになりました。

かかる経過を辿りつつ、全員の下賛成を得るまでには約3年の期間を要し、その間居住者の集会を持つことも数次に及んだ次第であります。即ち建築協定に関する基準として「協定区域内の建築物の用途は、一戸建個人専用住宅(二世帯同居住宅を含む)、2戸長屋又は医院併用住宅とする。」という最終の案に落ちつきました。協定期間についても5年間とし、期限満了前に土地所有者等の以上の反対の意思表示がない場合、更に3年間延長するという事にしました。

我々はこの協定に基づく運営委員会も同時に発足させており、今後の推移において更に改修が必要な場合は柔軟に対応して行きたいと考えています。

終わりに、今回の建築協定締結に際し横浜市建築局企画指導課より賜った懇切な指導に深甚の謝意を表します。

「ハテナ?」ハテナ?「ハテナ?」ハテナ?「ハテナ?」ハテナ?「ハテナ?」ハテナ?「ハテナ?」ハテナ?「ハテナ?」ハテナ?「ハテナ?」ハテナ?「ハテナ?」ハテナ?

「建築協定だより」発刊以来初めてのクイズ!

建築基準法についての皆様に身近な問題を考えてみました。何問出来るかチャレンジ!

全問正解者には、バルセロナ&ヨコハマシティ・クリエーション(最下段をご覧ください)の招待券(30名)などを進呈します。(正解者多数の場合は抽選)

問1. 図1の建築物の「最高の高さ」として、正しいのはどれでしょう

- 1. A
- 2. B
- 3. C

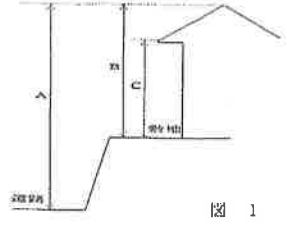


図 1

問2. 第1種住居専用地域内で道路境界線からの「外壁後退の距離」を定めている地域がありますが、図2の建築物の場合「外壁後退の距離」で正しいのはどれでしょう

- 1. A
- 2. B
- 3. C

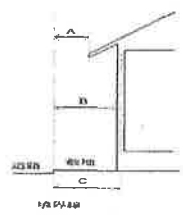


図 2

問4. 図3住宅の「階段のけあげ(A)及び踏面の寸法(B)」の組み合わせで、正しいのはどれでしょう

- 1. A=15cm以下, B=10cm以上
- 2. A=20cm以下, B=15cm以上
- 3. A=25cm以下, B=20cm以上

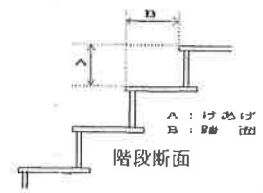


図 3

問3. 第1種住居専用地域で建築できないものは、次のうちどれでしょう

- 1. 共同住宅
- 2. 中学校
- 3. 病院

〈応募方法〉

はがきに問題の番号と答、住所、氏名(建築協定区域内にお住まいの方は、その建築協定名も)電話番号を記入の上、4月末日までに〒231 横浜市中区港町1丁目1番地、横浜市建築局企画指導課企画係までお送り下さい。

小田原市から視察に来る

11月9日(木)、小田原市から13名の方が市内の協定地区の視察に来られました。視察に来られたのは、城山地区建築協定設立準備委員会(仮称)と小田原市役所の方々です。城山地区は眺望の良い小高い住宅地で、マンション建設計画をキックオフに協定締結を進めることになりましたが、小田原市内には未だ建築協定の事例がないため、協定締結の作業や締結後の運営等について、横浜市の協定地区を参考にしたいということで来られたものです。当日は、10月の市内協定地区見学会に引き続き西武金沢文庫第2次建築協定地区に受け入れをお願いし、約3時間にわたり当地区の見学と話し合いの時間をもちました。ま

た、掃り道、能見台地区と洋光台六丁目南第一地区をマイクロバスの中から見学していただきました。後日、小田原市長から礼状をいただきましたが、西武金沢文庫の運営委員会には改めて感謝の意を表したいと思えます。

協定区域の看板を設置しましょう

●看板を設置することは、とても有効です。協定についてのトラブルを未然に防ぐには、まず、その地域が協定区域であることを広く知らせる必要があります。看板の設置により、地域の協定についての意識を高めおくことができます。区域内の土地を購入しようとしている人や不動産業者に協定の存在を知らせる効果も大いに期待できます。

●看板設置への補助があります。地元で新たに協定を締結したり更新した地区については、横浜市が看板の設置を行ってくれます。既存の地区でも予算が許せば、設置してもらえますので、建築企画指導課に相談してみましょう。設置してもらうには、設置する場所を確保することが必要です。また、設置後の管理については、運営委員会が行うことになっています。

●事例の写真



第7回総会のお知らせ

今年の総会は、次のとおり行うことになりました。年1回の総会ですので、運営委員長の方はできるだけご出席ください。

日時 6月2日(土) 午後1時30分から
場所 ジャストホール(横浜ジャスト8階)
横浜駅東口 横浜プラザホテル隣

内容 1. 事務報告
2. 幹事会報告と活動方針
3. 講演
4. 質疑応答
5. ブロック別懇談会

元年度建築協定認可地区一覧

新規地区	
・川井宿町(旭区)	
・二俣川中央町内会西地区(旭区)	
・藤和フレッシュタウン希望が丘第4街区(旭区)	
・横浜希望が丘マナタウン(旭区)	
・富岡10期(金沢区)	
・小机飛栄ニュータウン(港北区)	
・若草台C地区(緑区)	
・大場第一(緑区)	
・保木(緑区)	
・野村戸塚本郷台住宅地(栄区)	
更新地区	
・なし	

横浜市建築協定連絡協議会役員

会長 竹内良夫 緑区 桜台住宅地区
副会長 佐藤鉄雄 港北区 港北NT
副会長 鈴木 稔 金沢区 西武金沢文庫
幹事 山内武男 緑区 美しが丘中部自治会
幹事 大上秀雄 緑区 すずき野地区
幹事 小林銀三 港南区 日の峰地区
幹事 徳原喜六 戸塚区 鳥が丘住宅地
幹事 原 秀夫 栄区 桂台自治会

この建築協定だよりについてのご質問・ご意見については
事務局 横浜市建築局企画指導課
電話671-2932・2933 〒231 横浜市中区港町1-1
までお寄せ下さい。

BAY'90 | バルセロナ&ヨコハマ シティ・クリエーション

前売券好評発売中!

オリンピック開催を控えたバルセロナの芸術作品・歴史・建築などを紹介するバルセロナ展(バルセロナ&ヨコハマ シティ・クリエーション)を開催します。

- 開催期間: 4月28日(土)から7月1日(土)まで
- 会場: みなとみらい21地区 (横浜美術館, グランモール公園周辺一帯)
- 入場券の種類と料金:

種別	区分	料金	前売料金
普通入場券	一般	1,500円	1,300円
	大・高校生	1,000円	800円
	中・小学生	400円	300円

- 上段の〈建築クイズ〉で招待券が当たります。

BARCELONA AND YOKOHAMA CITY CREATION